

重 要 事 項 説 明 書

桜の丘通所介護事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています。(熊本県指定第4372800492号)

当事業所は、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意していただきたいことを、次の通り説明致します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護 1～5」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- (1) 法 人 名 社会福祉法人 綾友会
- (2) 法人所在地 熊本県上益城郡甲佐町大字西寒野 1161 番地
- (3) 電 話 番 号 096-234-1191
- (4) 代表者氏名 理事長 谷田理一郎
- (5) 設立年月日 昭和59年9月29日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業
令和2年4月1日 指定 熊本県 4372800492号
- (2) 事業所の目的 指定通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に通所介護サービスを提供します。
- (3) 施 設 の 名 称 桜の丘通所介護事業所
- (4) 施設の所在地 熊本県上益城郡甲佐町大字西寒野 1161 番地
- (5) 電 話 番 号 096-234-1412
- (6) 事業所長（管理者）氏名 宮 崎 眞 樹 子
- (7) 当事業所の運営方針
 - 1. 本事業所において提供する通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の旨及び内容に沿ったものとする。
 - 2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - 3. 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
 - 4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
 - 5. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
 - 6. 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提

供する。

(8) 開設年月日 平成2年1月8日

(9) 営業日および営業時間

営業日	毎週月曜日から土曜日(年末年始を除く)
提供時間	9:00 ~ 16:30
営業時間	8:30~17:30 (受付・送迎)

(10) 利用定員 35名

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈職員の配置状況〉 (職員の配置については、指定基準を遵守しています。)

職 種	通所介護
1. 事業所長 (管理者)	1名 (兼務)
2. 生活相談員	1名以上 (専任)
3. 介護員	4名以上 (専任)
4. 看護職員	1名以上 (兼務)
5. 機能訓練員	1名以上 (兼務)
6. 管理栄養士	1名 (兼務)

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して、以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- | |
|---|
| (1) 利用料金は介護保険から給付される場合
(2) 利用料の金額をご契約者に負担いただく場合があります |
|---|

介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金については、利用料金の大部分 (通常9割又は8割・7割) が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 入浴

- 入浴または清拭を行います。一般入浴が困難な方でも特別浴槽を使用して入浴することができます。

② 送迎

- ・ 通常の送迎は自宅まで実施することとします。但し、本人の責任において途中下車される場合、下車後は当事業所では責任を持ちかねます。

③ 個別機能訓練

- ・ 機能訓練指導員等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

④ 栄養マネジメント（栄養改善）

- ・ 管理栄養士により、ご契約者の栄養状態に応じて、栄養管理を行います。

⑤ 口腔機能向上

- ・ 歯科衛生士、看護師等により、ご契約者の口腔内の状態に応じて、口腔内の清掃、摂食・嚥下機能に関する訓練を指導、実施します。

※②の送迎については、要介護別のサービス利用料金に含まれます。

〈サービス利用料金〉

別紙（1）のサービス利用料金表を参照

- ☆ ご契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。

要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付の対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供

- ・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 1食あたりの料金 600円
- ・ 特別な食事（ご契約者のご希望に基づいた特別な食事 要した費用の実費）
- ・ 食事時間は、12：00～13：00

② 通常の事業実施区域（甲佐町、美里町、御船町）外への送迎

通常の事業実施区域外の地区にお住まいの方で、当事業所を利用される場合は、事業実施区域外での送迎費用として、下記料金をいただきます。

料金： 1kmあたり 30 円

③ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料等の実費をいただきます。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

☆ 上記のサービス利用料金について、やむをえない事由がある場合は、ご契約者に対し、変更を行う日の2カ月前までに説明した上で、該当サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

⑤ 利用料、その他の費用の請求及びお支払方法（契約書第7条参照）

- ・ 前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス提供ごとに計算し利用月ごとの合計金額により請求します。請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに利用者宛てお届けします。
- ・ お支払い方法については、ご利用者と個別に契約を結び、銀行、郵便局もしくは農協の口座振替にてお支払い下さい。

⑥ 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- ① 利用予定日の前にご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を変更することができます。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	実費相当額

- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、ほかの利用可能日時を契約者に提示して協議します。

5. 苦情の受け付けについて

- （1） 当事業所における苦情の受け付け（契約書第22条参照）

当事業所における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 職名 生活相談員 氏名 田中 克伸
- 受付時間 事業所窓口 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
その他の時間 併設事業所により 24 時間受付
- 連絡先 電話 096-234-1412 桜の丘(併設) 096-234-1191

(2) 第三者委員について

別紙「苦情解決の制度について」に基づき対応いたします。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

甲佐町役場 介護保険係	所在地 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4 電話番号・FAX 096-234-1111 096-234-3964
国民健康保険団体連 合会 (熊本県)	所在地 熊本市健軍 1 丁目 18-7 電話番号・FAX 096-214-1101 096-214-1105
熊本県社会福祉協議 会	所在地 熊本市南千反畑町 3-7 県総合福祉センター内 電話番号・FAX 096-324-5454 096-355-5440

6. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。
- (2) 当事業所は、事故の状況及び事故に際してとった処置を詳細に記録しておくものとします。

7. 秘密保持について

- (1) 事業者及びサービス事業者は、通所介護サービスを提供するうえで知り得た情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、利用者の医療上、緊急の必要性がある場合には、利用者に関する情報を医療機関等に提供できるものとします。
- (3) 事業者は、サービス担当者会議等において利用者等の個人情報を用いる場合には、事前に本人の同意を文章で得るものとします。

8. 個人情報の利用目的について

別紙の個人情報の利用目的の要領にて適切に対応いたします。

9. 損害賠償責任について

事業者は、通所介護サービスの提供中に賠償すべき事故が発生した場合、利用者に対し速やかに賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には損害賠償責任を減じることがで

きるものとします。

10. 第三者評価について

当事業所は第三者評価は実施しておりません。

11. 身体的拘束等の禁止

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。

やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12. 虐待の防止のための取組について

- (1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

職名 生活相談員 担当者 田中克伸（不在時は他の職員が対応）

- (2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的開催しています。

- (3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

13. 非常災害時の対応

非常災害時（感染症、風水害、地震等を含む）の対策について、非常時の対応方法、平常時の訓練、防災設備、医療機関への通報及び連携体制等について、BCPに記載しております。

14. 衛生管理の取組について

感染症、又は食中毒等が発生、蔓延しないように、研修並びに委員会を開催致します。そのほか、厚生労働大臣が定める感染症、又は食中毒等の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

桜の丘指定通所介護事業所

説明者	職名	氏 名	印
-----	----	-----	---

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始及び個人情報に関する利用目的に同意しました。

契約者	住 所	
	氏 名	印

契約代理人	住 所	
	氏 名	印

家族代表	住 所	
	氏 名	印

重要事項説明書 別紙(1) サービス利用料金表(大規模型Ⅰ)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(下記サービス料金は、ご契約者の要介護度、介護保険負担割合証に応じて異なります)

介護保険制度改正(令和6年4月1日施行)

	3時間以上 4時間未満			4時間以上 5時間未満			5時間以上 6時間未満		
	利用料金	負担割合	負担金額	利用料金	負担割合	負担金額	利用料金	負担割合	負担金額
要介護 1	3,580円	1割	358円	3,760円	1割	376円	5,440円	1割	544円
		2割	716円		2割	752円		2割	1,088円
		3割	1,074円		3割	1,128円		3割	1,632円
要介護 2	4,090円	1割	409円	4,300円	1割	430円	6,430円	1割	643円
		2割	818円		2割	860円		2割	1,286円
		3割	1,227円		3割	1,290円		3割	1,929円
要介護 3	4,620円	1割	462円	4,860円	1割	486円	7,430円	1割	743円
		2割	924円		2割	972円		2割	1,486円
		3割	1,386円		3割	1,458円		3割	2,229円
要介護 4	5,130円	1割	513円	5,410円	1割	541円	8,400円	1割	840円
		2割	1,026円		2割	1,082円		2割	1,680円
		3割	1,539円		3割	1,623円		3割	2,520円
要介護 5	5,680円	1割	568円	5,970円	1割	597円	9,400円	1割	940円
		2割	1,136円		2割	1,194円		2割	1,880円
		3割	1,704円		3割	1,791円		3割	2,820円
	6時間以上 7時間未満			7時間以上 8時間未満			8時間以上 9時間未満		
	利用料金	負担割合	負担金額	利用料金	負担割合	負担金額	利用料金	負担割合	負担金額
要介護 1	5,640円	1割	564円	6,290円	1割	629円	6,470円	1割	647円
		2割	1,128円		2割	1,258円		2割	1,294円
		3割	1,692円		3割	1,887円		3割	1,941円
要介護 2	6,670円	1割	667円	7,440円	1割	744円	7,650円	1割	765円
		2割	1,334円		2割	1,488円		2割	1,530円
		3割	2,001円		3割	2,232円		3割	2,295円
要介護 3	7,700円	1割	770円	8,610円	1割	861円	8,850円	1割	885円
		2割	1,540円		2割	1,722円		2割	1,770円
		3割	2,310円		3割	2,583円		3割	2,655円
要介護 4	8,710円	1割	871円	9,800円	1割	980円	10,070円	1割	1,007円
		2割	1,742円		2割	1,960円		2割	2,014円
		3割	2,613円		3割	2,940円		3割	3,021円
要介護 5	9,740円	1割	974円	10,970円	1割	1,097円	11,270円	1割	1,127円
		2割	1,948円		2割	2,194円		2割	2,254円
		3割	2,922円		3割	3,291円		3割	3,381円

加算料金

入浴介助加算	1日につき (Ⅰ) 40円 (Ⅱ) 55円
個別機能訓練加算	1日につき (Ⅰ)イ 56円 (Ⅰ)ロ 76円 (Ⅱ) 20円
A D L 維持等加算	1月につき (Ⅰ) 30円 (Ⅱ) 60円
認知症加算	1日につき 60円
若年性認知症利用者受入加算	1日につき 60円
栄養改善加算	200円/回 * 月2回まで 原則3ヶ月
栄養アセスメント加算	1月につき 50円
口腔機能向上加算	(Ⅰ) 150円 (Ⅱ) 160円 * 月2回まで 原則3ヶ月
科学的介護推進体制加算	1月につき 40円
サービス提供体制強化加算	1回につき (Ⅰ) 22円 (Ⅱ) 18円 (Ⅲ) 6円
送迎を行わない場合	片道につき -47円
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	1月につき 算定した単位数×92/1000
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	1月につき 算定した単位数×90/1000
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	1月につき 算定した単位数×80/1000
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	1月につき 算定した単位数×64/1000

利用者からの苦情を処理するために

講ずる措置の概要

事業所又は施設名	桜の丘通所介護事業所
申請するサービスの種類	指定居宅サービス事業
1. 利用者からの相談または苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置 熊本県上益城郡甲佐町大字西寒野 1 1 6 1 番地 桜の丘通所介護事業所 Tel 096-234-1412 担当者 生活相談員 田 中 克 伸 2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手順 ・ 苦情処理台帳に記載。 ・ 苦情処理についての事実確認を行う。 ・ 苦情処理方法を記載し、管理者決議。 ・ 苦情処理について、関係者との連携を行う。 ・ 苦情処理の改善について、利用者に確認を行う。 ・ 苦情処理は、1日以内に行われることを原則とする。 ・ 苦情処理についての成果等を台帳に記録する。 3. 苦情についての居宅介護支援事業者に対する対応方針等 ・ 居宅介護支援事業者に苦情報告と改善についての連絡を行う。 4. その他参考事項 当事業所の行う通所介護に対する苦情処理については、以下のとおり対処する。 1. 通所介護計画におけるサービス内容に対する苦情については、利用者、居宅介護支援事業者と協議し内容を確認のうえ見直しをする。 協議の上、解決しない苦情は、場合によっては県の処理機関への申し立ての援助をする。 2. 人間関係に基づく苦情については、利用者や家族、居宅介護支援事業者、保険者と話し合いのうえ、解決を図る。 5. 公共機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。 ・ 市町村介護保険相談窓口 電話番号 096-234-1111 ・ 熊本県国民健康保険団体連合会（国保連） 電話番号 096-214-1101	

ご利用の皆様へ

苦情解決の制度について

●もしご不満に思うことがあるときは

桜の丘が提供する諸サービスについては、すべての皆様にご満足いただけるよう職員一同日々全力を尽くしております。

しかし、サービスご利用の方ならびにご家族の方で、桜の丘へのご不満や改善を望むことがありましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

●第三者委員とは

第三者委員とは、サービス利用者と桜の丘の間に入って、問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度です。希望される場合は第三者委員を交えて話し合いもできます。

当桜の丘の第三者委員は

関 輝明	氏	綾友会監事・行政書士
上村 美智子	氏	元甲佐町役場職員

●施設長に話を聞いてほしい場合

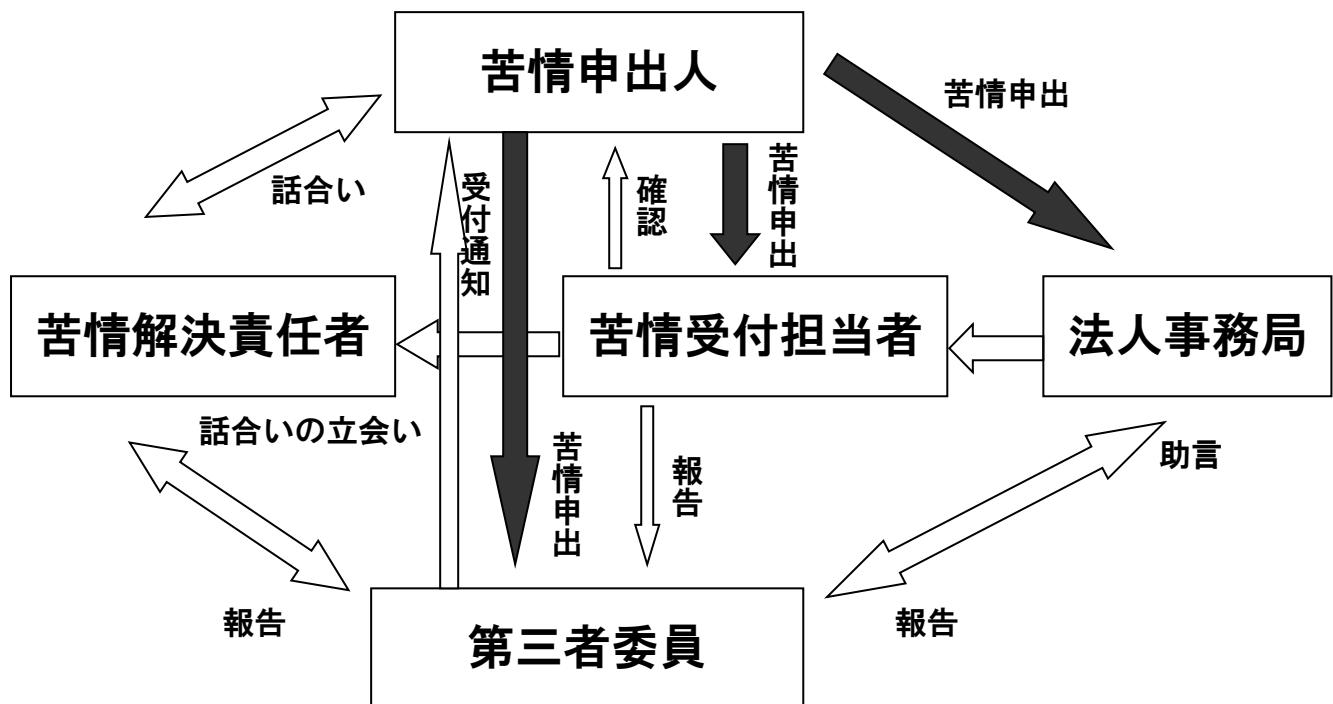
施設長は苦情解決責任者です。施設長に直接会って話し合いを希望する場合は桜の丘の苦情受付担当者の田中克伸までお申し出ください。

●名前を出したくないけれど・・・

匿名での苦情申し出もできますので、桜の丘に備え付けの苦情受付箱へ投函するか、切手を貼って郵送してください。

●費用は一切かかりません。

●苦情解決の仕組み



苦情の申し出先

〒861-4609

熊本県上益城郡甲佐町西寒野 1161

桜の丘通所介護事業所 苦情受付担当者

田中 克伸 まで

T E L 096-234-1412

F A X 096-234-1108

〒861-4609

熊本県上益城郡甲佐町西寒野 1161

社会福祉法人 綾友会 事務局

T E L 096-234-1191

F A X 096-234-1108

E メール sakura-o@guitar.ocn.ne.jp

〒861-0416

熊本県宇土市松山町 1408-1

介護老人福祉施設桜の丘 第三者委員

関 輝明

T E L 090-7384-3172

〒861-3243

熊本県上益城郡甲佐町白旗 1329

介護老人福祉施設桜の丘 第三者委員

上村 美智子

T E L 096-234-0176

個人情報に関する同意書

社会福祉法人綾友会では、個人情報保護法及び利用者及び家族の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者等の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 事業所内部での利用目的

- ① 事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる事業所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・利用開始終了等の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所、協力医療機関等との連携、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託を含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 事業所内部での利用に係る利用目的

- ① 事業所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・事業所等において行われる学生等の実習への協力
 - ・事業所において行われる事例研究等

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 事業所の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人及び家族の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う事は致しません。

社会福祉法人 綾 友 会
理事長 谷田理一郎
桜の丘通所介護事業所
管理者 宮崎 眞樹子